

部会活動報告

令和4年度 沖縄県障害者自立支援協議会 取組報告

①相談支援・人材育成部会

	取組計画	取組の内容説明	取組経過/実績	今後の課題と展望
(1)ケアマネワーキング 第1回 6/8 第2回 8/10 第3回 10/12 第4回 12/21 第5回 調整中	①相談支援体制充実・強化に向けた関係職員への基礎研修	・県内の相談支援体制の現状 ・自立支援協議会の体制 ・サービス等利用計画に関する基礎知識（初任・現任研で相談員が学ぶこと） ・相談支援従事者研修の概要、実習への協力依頼 ・沖縄県相談支援専門員人材育成ビジョン	・8/3（水）13:00～17:00に実施 ・市町村、福祉事務所、基幹相談、委託相談へ呼びかけ ・72名（16市町村、2福祉事務所、24事業所（基幹・委託））参加 ・グループワーク等を実施し、理解を深めた。	・アンケートの意見にもあったが、異動後なるべく早い時期にこのような研修を実施して欲しいとの要望があったため、早期に実施できるように検討したい。
	②相談支援事業所の運営体制強化に向けた取組（新）	・加算等に係る拳証資料統一等、相談支援事業所の運営体制強化に向けた取組 →アンケート結果でも、運営体制の厳しさが浮き彫りになっており、運営体制強化に向けた取組が求められる。 ・市町村職員等に現状を発信するための連絡会議を実施（協議会の重要性等についても改めて発信）。	・10/27(木) 13:00～17:30（ハイブリッド開催（対面・オンライン併用）） ・98名（19市町村、3事務所、33事業所（基幹・委託））参加。 ・厚労省障害福祉課より相談支援専門官を招聘し、相談支援体制の現状や、相談支援事業所の状況、令和3年度報酬改定（事務負担軽減）等についての行政説明等。 ・R5.1月にいくつかの市町村を訪問し、実態の聞き取りを行う予定。	・連絡会議を通じて、現状と課題を発信したので、今後は市町村の実態を調査し、効果的な取組（例：モニタリングに係る方針等を策定し、市町村へ周知を図る又はサービス等利用計画書や加算等書式の統一など）を検討する。

(1)ケアマネワーキング	③管理者研修 → 集団指導と連携を図る。	・相談支援体制の現状、スーパーバイズや管理者としての心得等を理解してもらおう。 ・増員を行った場合の経営試算をして欲しい旨伝えることはできないか。	・集団指導（事業指導支援班所管）の機会を活用し、事業所の管理者向けに左記の発信を行う。 ○ 検討：4月～12月 ○ 取組案のまとめ：12月～2月 ○ 実施予定：令和5年2月～3月	・H30年度、令和元年度に実施した管理者研修について、再度実施してほしいとの要望があるため、同規模で実施できるかを検討する。
	④基幹相談支援センター連絡会、基幹相談支援センター設置に向けた研修会	・基幹相談支援センター設置市町村間の連絡会及び未設置市町村向けの市町村連絡会を実施する。	・主任研ワーキングと連携し、緊急時の預かりが必要になった事例を基に、基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点事業所間の連携のあり方を学ぶ連絡会を検討。 ○ 実施予定：令和5年2月	・令和6年度の総合支援法の改正で、基幹相談支援センター設置が努力義務化される。沖縄の設置率は全国（50%）と比しても低い(22%)のため、このような連絡会を継続して実施する。
	⑤地域生活支援拠点等整備に向けた研修会	・地域生活支援拠点等整備に係る市町村連絡会を開催する。	・同上	・主任研と連携を図り、拠点コーディネーターの役割を期待される主任の役割等についても検討を行い、連絡会議等で周知を図る。
	⑥放課後等デイサービスに関する実態調査（新）	・放課後等デイサービス利用児の退所後、引きこもりになるケースや教育関係機関から放課後等デイサービスとの連携の課題について声が上がっている。 ・今後の課題を整理するためにも、市町村に対し、放デイに関する課題を調査する。	・調査票等の検討を終え、市町村に対し調査依頼を行う予定。 ・実施予定は下記のとおり。 ○ 検討：4月～10月 ○ 調査実施：11月下旬～12月下旬 ○ 取り纏め：12月下旬～1月下旬	
(2)現任研ワーキング 第1回・第2回 12月～1月予定	①相談支援従事者現任者研修の実施	【WG検討内容】 ・法定研修スケジュール確認 ・今年度の受講者予定者数の報告 ・研修の進め方の確認 ・インターバルの進め方検討 ・演習の進行方法の確認 ・ファシリテーターとの調整等	・募集期間：11/7～11/24 ・eラーニング（講義）：12/22～1/16 ・演習（1日）：1/25、1/26 ・インターバル：2/1～2/24 ・演習（2日）：3/13～3/14、3/16～3/17 ・申込者数 152 ・受講者数 143 ・修了者数 -	・人材育成ビジョンと連携した目指すべき相談支援専門員増の周知を事業所及び受講者へ図る。 ・現任に係る実務要件が変更になったことについて、引き続き、市町村、事業所、相談支援専門員へ周知を図るほか、離島からの参加促進を図るため、オンラインでの開催を継続して実施する。

<p>(3)初任研ワーキング</p> <p>第1回 7/6 第2回 7/20</p>	<p>①相談支援従事者初任者研修の実施</p>	<p>【WG検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定研修スケジュール確認 ・今年度の受講者予定者数の報告 ・研修の進め方の確認 ・インターバルの進行確認 ・演習の進行方法の確認 ・ファシリテーターとの調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：5/9～5/26 ・eラーニング（講義）：7/1～7/15 ・演習（2日）：7/25～7/26、7/28～7/29 ・インターバル：8/1～8/24 ・演習（3日）：8/31～9/2、9/7～9/9 <table border="1"> <tr> <td>2日課程</td> <td>7日課程</td> </tr> <tr> <td>・申込者数 579</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>・受講者数 367</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>・修了者数 364</td> <td>96</td> </tr> </table>	2日課程	7日課程	・申込者数 579	129	・受講者数 367	104	・修了者数 364	96	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の確保を目指し、受講しやすい研修の運営を検討すると共に、人材育成ビジョンと連携した目指すべき相談支援専門員増の周知を事業所及び受講者へ図る。 ・離島からの参加促進を図るため、オンラインでの開催を継続して実施する。
2日課程	7日課程											
・申込者数 579	129											
・受講者数 367	104											
・修了者数 364	96											
<p>(4)サビ管ワーキング</p> <p>第1回 2月予定</p>	<p>①基礎研修の実施 ②実践研修の実施 ③更新研修の実施</p> <p>④国研修（指導者養成研修）の受講</p>	<p>【WG検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施状況の振り返り <p>・国研修（指導者養成研修）の受講者推薦について</p>	<p>①基礎研修（OSN実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：7/12～8/3 ・you tube(講義)：9/5～9/16 ・演習（1日）：10/6～10/15 ・申込者数：648名 ・修了者数：416名 <p>②実践研修（OSN実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：9/13～10/3 ・講義/演習（2日）：11/14～11/18 ・申込者数：129名 ・修了者数：96名 <p>③更新研修（沖知協実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集期間：6/1～ ・eラーニング（講義）：随時 ・演習（1日）：6/24～2/24 ・申込者数：600名 ※見込 ・修了者数：600名 ※見込 <p>④サービス管理責任者等指導者養成研修会（厚労省）の受講 日時：9/13～9/16 参加人数：8名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の質の向上を図るため、研修内容の充実とともに、研修定員の確保に努める。 ・離島からの参加促進を図るため、オンラインでの開催を継続して実施する。 								

<p>(5)主任研ワーキング</p> <p>第1回 11/24 第2回 1月～2月</p>	<p>①主任相談支援専門員養成状況の確認</p> <p>②基幹相談支援センター設置&地域生活支援拠点等整備に向けた研修会（ケアマネWGとの連携企画）</p> <p>③主任相談支援専門員の連絡会議の実施</p> <p>④主任相談支援専門員に求められる役割についての整理・検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修について、選考方針等実施状況を確認し、分析する。 ・ケアマネワーキングと連携し、市町村向けの連絡会議（研修会）について企画する。 ・これまでの資格取得者を集め、今後の主任間での連携を見据えたキックオフ会議を行う。 ・本県の人材育成ビジョンの補助資料となるような、基幹・委託・計画の相談体制の連携のあり方を示す資料を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度からは市町村からの推薦により受講者募集。実施状況は下記のとおり。 ・推薦期間：7/8～7/27 ・eラーニング：9/5～9/23 ・演習：9/28～9/30 ・申込者数 10 ・受講者数 10 ・修了者数 10 <p>・緊急時の預かりが必要になった事例を基に、基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点事業所間の連携のあり方を学ぶ連絡会を検討。 ○実施予定：令和5年2月</p> <p>・主任研ワーキングの取組や下記の主任の役割の整理、検討に向けた連携構築の機会とする。 ○実施予定：令和5年2月</p> <p>・②③の取組も踏まえ、今年度中に取組を整理し、次年度へ繋げる。 ○実施予定：令和5年1月～2月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの推薦により受講者を募集している。定員は10名程度なので、必要に応じてWGにおいて選考等を行う。 ・オンラインで九州ブロック各県と繋ぎ、質の高い研修を実施できている。離島からの受講者へも配慮し、引き続きオンライン研修等を継続できる体制を維持する。 ・令和6年度の総合支援法の改正で、基幹相談支援センター設置や地域生活支援拠点等の整備などが努力義務化される。 ・これらの取組を推進するのに必要な専門職が、主任相談支援専門員であるため、相談支援体制の中で期待される連携及びその他多機関との連携についても、主任の役割を整理し共有する必要がある。 ・特に、今後計画相談に主任が配置されることも見据えた、役割分担や連携体制について協議する必要がある。
<p>(6)強度行動障害ワーキング</p> <p>第1回 9/26</p>	<p>①研修後アンケートの集計状況</p> <p>②フォローアップ研修の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）受講後3ヶ月を経過した受講者へアンケート調査を実施し、研修効果と問題点を明らかにするとともに、支援現場における課題を把握する。 ・現場における支援力向上を目的としたフォローアップ研修の必要性を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性への理解が深まった等、自身の支援方法を見直す機会となったという効果を確認できた一方、共通認識のもとチームによる支援の難しさが現場での課題になっている点を共有した。 ・アンケート集計結果から、現場における支援の困難さに影響を与える要因について把握できた。それらの要因を整理し、研修内容の検討等引き続き協議していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを通じて把握した課題から、効果的な研修運営を考える。 ・質の高い支援を提供するチーム作りのため、スーパーバイズできる人材の育成に向けた検討が必要。 ・厚労省は令和4年10月に「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」を設置した。専門的な人材の育成等話し合われることから、今後の国の施策の動向を確認しながら取り組む必要がある。

(7)ピアサポート ワーキング 第1回 10/26 第2回 12/13 第3回 2/7予定	①障害者ピアサポート研修の実施	・沖縄県として初めて障害者ピアサ	今年度は下記のスケジュールで基礎研修から取り組む予定。 ・募集：R5.1月頃を予定 ・研修実施：R5.2月～3月頃を予定 ・申込者数 ・受講者数 ・修了者数	・今年度から新たに設置されたワーキングであるため、どのようなことに取り組むべきかを整理している。 ・ピアサポートは各障害種別の分野でインフォーマルサービスの取組として実施されてきた背景があることから、障害種別にとられないピアサポートのあり方や地域の中でピアサポートを活かす施策を整理するには多くの課題がある。 ・今後はそのような背景も踏まえながら研修の運営に取り組むと共に、ピアサポーターの受け皿の確保や、地域におけるピアサポートのあり方検討が望まれている。
	②ピアサポートの活動の現状と課題	・当該研修では、障害種別を超えた研修企画が求められることから、各障害種別毎に行われてきたピアサポートの現状について共通理解する。	・第1回ワーキングで研修実施計画と、ワーキングにおける研修との関わり（研修は厚労省の要項に沿ったものになるので、細かな点に意見するのではなく、方向性について検討する）について考え方を共有した。 ・また、これまでのピアサポートの取組や課題を確認し、養成しても活躍の場がないこと、ピアサポートの活用のあり方についても引き続き検討が必要との考え方を共有した。	
	③ピアサポート研修実施に係る現状と課題	・研修終了後にピアサポーターが活躍できる場が非常に少ないことから、過去の研修（精神分野等）の課題も含めて現状を共有理解する。		
	④今後ワーキングで取り組む内容と方向性の整理	・取組計画②③の現状と課題を踏まえて、研修に係る提言を行うと共に、ワーキングとして取り組む課題を整理する。		・今年度中に次年度以降ワーキングで取り組む内容と方向性の整理を行う予定。

(8)離島支援ワーキング 第1回 8/24 第2回 11/4	①各離島の現状と課題の把握～離島の特徴を理解する	・地域の特徴を知る（島自慢/ストレンクス） ・課題に感じたことの共有、相談支援体制、自立支援協議会の状況について	・第1回ワーキングにおいて、参加した離島委員の方々から各離島の島自慢や地域課題、相談支援体制や自立支援協議会の状況を報告していただいた。	・委員からは離島のストレンクスに目を向け、地域診断をしていくためにも、島の外からの人材活用が必要ではないか（例：委託相談の導入など）との示唆があった。 ・今年度のワーキングでの意見交換を踏まえ、次年度の取組を検討し提案していきたい。
	②離島における実践事例報告	・粟国村の実践報告（委託相談の導入事例） ・伊平屋村での実践事例（全国初医療的ケア児受入の事例） ・伊江村での実践事例（協議会を活用した地域資源開発/いえまー等）	・第1回で良い取組をしている同規模自治体のことを知りたいという声を受け、左記の離島における好事例の報告していただいた。	
	③次年度以降の取組の検討	・今年度のワーキングを踏まえた効果的な取組の検討	・離島は地域資源も人材も限られていて、出来ることは限られていると思われるが、そのような中でも、地域住民・組織等の協力で地域資源開発を行っている好事例もあった。 ・離島のストレンクスを活かした相談支援体制の整備に向けて、次年度の取組案を作成する。	

沖縄県指定障害福祉サービス事業者従事者等研修実績一覧表
(相談支援従事者)

研修種別	申込者数	受講者数	修了者数	備考
相談支援従事者初任者研修（7日課程）	173	126	333	新カリキュラム
令和4年度（7日課程）	129	104	96	
令和3年度（7日課程）	157	110	110	
令和2年度（7日課程）	173	126	127	
相談支援従事者初任者研修（5日課程）	1,708	1,468	1,658	旧カリキュラム
令和元年度（5日課程）	212	190	190	
平成30年度（5日課程）	264	224	212	
平成29年度（5日課程）	301	220	211	
平成28年度（5日課程）	317	241	225	
平成27年度（5日課程）	295	274	246	
平成26年度（5日課程）	319	319	306	
平成25年度（5日課程）			160	
平成24年度（5日課程）			108	
相談支援従事者初任者研修（2日課程）	3,159	2,876	2,808	
令和4年度（2日課程）	579	367	364	
令和3年度（2日課程）	361	352	352	
令和2年度（2日課程）	230	234	227	
令和元年度（2日課程）	401	367	367	
平成30年度（2日課程）	381	381	354	
平成29年度（2日課程）	474	449	437	
平成28年度（2日課程）	348	348	344	
平成27年度（2日課程）	385	378	363	

沖縄県指定障害福祉サービス事業者従事者等研修実績一覧表
(相談支援従事者)

研修種別	申込者数	受講者数	修了者数	備考
相談支援従事者現任研修	716	646	723	
令和4年度（新カリキュラム）				R5.3研修実施
令和3年度（新カリキュラム）	147	143	143	
令和2年度	実施なし			
令和元年度	120	112	112	
平成30年度	123	103	103	
平成29年度	98	94	92	
平成28年度	88	79	77	
平成27年度	68	71	71	
平成26年度	72	44	43	
平成25年度			40	
平成24年度			42	
主任相談支援専門員養成研修	24	24	24	
令和4年度	10	10	10	九州ブロックでの合同開催
令和3年度	8	8	8	九州ブロックでの合同開催
令和2年度	実施なし	-	-	新型コロナの影響による
令和元年度	3	3	3	国研修（厚労省による養成）
平成30年度	3	3	3	国研修（厚労省による養成）

沖縄県指定障害福祉サービス事業者従事者等研修実績一覧表
(サビ管・児発管)

研修種別	申込者数	修了者数	備考
サービス管理責任者基礎研修	2,295	1,475	
令和4年度	648	416	
令和3年度	585	397	
令和2年度	532	244	
令和元年度	530	418	
サービス管理責任者実践研修	275	222	
令和4年度	129	96	
令和3年度	146	126	R3から実施
サービス管理責任者更新研修	1,745	1,600	
令和4年度	600	600	※見込数
令和3年度	554	554	
令和2年度	実施なし	実施なし	新型コロナの影響による
令和元年度	591	446	

令和4年度強度行動障害支援者養成研修実績

研修名	研修期間			定員	開催方法
	開始日	～	終了日		
基礎研修	令和4年5月21日	～	令和4年5月22日	168	リモート
基礎研修	令和4年7月9日	～	令和4年7月10日	40	通学
実践研修	令和4年9月3日	～	令和4年9月4日	168	リモート
実践研修	令和4年9月10日	～	令和4年9月11日	40	通学
基礎研修	令和4年10月29日	～	令和4年10月30日	40	通学
基礎研修	令和4年11月26日	～	令和4年11月27日	168	リモート
実践研修	令和5年2月4日	～	令和5年2月5日	40	通学
実践研修	令和5年2月25日	～	令和5年2月26日	168	リモート

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 段階的な障害者ピアサポート研修の実施について

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
基礎研修	→			令和4年度は基礎研修からスタートし、令和5年度に専門研修の実施体制を整備する。令和6年度にはフォローアップ研修の実施体制を整備し、令和6年度までに国要綱で示されている3つの研修全ての実施を目指す。
専門研修		→		
フォローアップ研修			→	

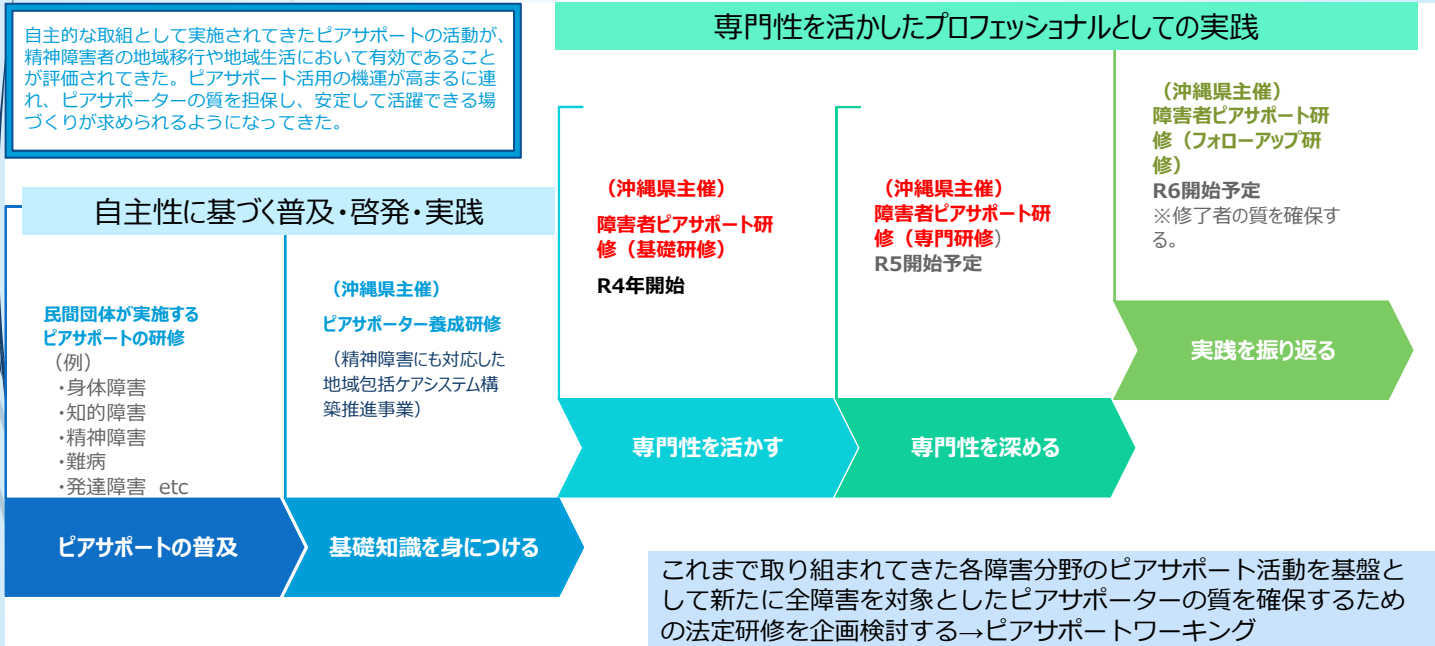
沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 令和4年度の取組スケジュール(案)

取組内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
契約調整	→									
委託契約締結		→								
ワーキング開催	→ 開催準備			第1回		第2回		第3回		
募集要項調整、作成						○				
受講者募集							→			
研修実施								→		
実績報告									→	

令和4年度ピアサポートワーキングの取組

取組内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
コア会議	第1回 (9/26)	第2回 (10/12)		第3回 (12/5)				
(検討内容)	・委員の選出 ・研修実施案	・WG設置趣旨、研修実施について ・第1回WG検討内容について		・第1回の振り返り ・募集要項について ・第2回WG検討内容について				
ワーキング		第1回 10/26 (水) 15:30-17:00		第2回 12/13 (火) 14:00-16:00		第3回 (調整中)		
(検討内容)		【現状と課題の共有】 ・ピアサポート活動の現状と課題 ・研修実施に係る現状と課題 ・研修内容について ・今後ワーキングでの取組内容、方向性		【実施に向けた検討】 ・第1回WGの振り返り ・募集要項(案)の検討 ・今後のWGの取組について検討(意見交換)				
ピアサポート研修	実施準備 →			募集要項作成	受講者募集 (1月中旬頃～)	研修実施 (2月中旬～下旬)	実績報告	

障害者ピアサポート研修の位置付け・考え方 (案)



障害者ピアサポート研修に係る加算及び報酬体系等について

令和4年12月 沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課説明資料

【令和4年度障害者ピアサポート研修に係る指導者養成研修資料参照、一部改変】

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定要件を設けた受けで加算により評価する。

ピアサポート体制加算（新設）

○対象サービス

自立生活援助,計画相談支援,障害児相談支援,地域移行支援,地域定着支援

○報酬単価 100単位/月（体制加算）

○算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置（併設事業所（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援に限る）の職員兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）

①障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者

②管理者又は①の者と協働して支援を行う者

※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を終了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たす。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1)の者を配置していることを公表していること。

※上記のほか、就労継続支援B型について「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価（ピアサポート実施加算（新設）100単位/月）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) (R3.3.30最終改正)

自立生活援助(2)*,計画相談支援(204),障害児相談支援(182),地域移行支援(39),地域定着支援(39)

*()内はR3.4月時点の沖縄県内の事業所数

ピアサポート体制加算の取扱いについて

第二の3の(7)

④ ピアサポート体制加算の取扱いについて

報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従事者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。

ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この④において「障害者等」という。）

であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者

なお、上記の常勤換算方法等の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

*第二の3の(7)は、「自立生活援助サービス費」

(一) 算定に当たっての留意事項

ア 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修をいう。

なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

(ア) 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

(イ) ④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。

イ 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。

(ア) 身体障害者

身体障害者手帳

(イ) 知的障害者

①療育手帳

②療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

(ウ) 精神障害者

以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。

①精神障害者保健福祉手帳

②精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたこと

③精神障害を事由とする特別障害者給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類

④自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。）

⑤医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）等

(エ) 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知など

(オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法

(二) 手続

当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を掲示するとともに公表する必要があること。

なお、ピアサポーター等の本人の氏名公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。

また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ、丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。

※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。

人員の配置について

Q:研修を受けた障害者か管理者かが複数名いたとして、それぞれ常勤換算で0.5人以上配置すれば、もう片方の人員は配置しなくても加算は算定できるか？（例：管理者2名で0.5人配置し、障害者は配置しない）

A:算定できない。

それぞれの人員を配置する必要があり、片方のみでいいということはない。なお、経過措置期間中であれば、障害者の方を常勤換算で0.5人以上配置していれば算定可能である。

人員の配置について

Q:常勤換算方法0.5以上配置する従業者は、雇用契約を結んでいる者でなければならないのか。ボランティアでも可能か。

A:雇用されている者に限る。

就労継続支援B型（334）

ピアサポート実施加算の取扱いについて

第二の3の(5)

⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて

(一) 報酬告示第14の8の2のピアサポート実施加算については、次のアからウまでのいずれにも該当する就労継続支援B型事業所において、イの（ア）の者が、利用者に対して、就労及び生産活動についてのピアサポーターとしての支援を行った場合に、当該支援を受けた利用者数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

ア 就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定していること。

イ 当該就労継続支援事業所の従業者として、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ配置していること。

（ア）障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑪において「障害者等」という。）

（イ）当該就労継続支援B型事業所の従業者

ウ イの者により、当該就労継続支援B型事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(二) 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修をいう。なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。

ア 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

イ (一) のイの (イ) の者の配置がない場合も算定できるものとする。

この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託、補助等によりピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。

また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等を持って認めて差し支えない。

*「(三) 障害者等の確認方法」は、ピアサポート体制加算と同様

(四) 配置する従業者の職種等

ア 障害者等の職種については、支援現場で直接利用者と接する職種を想定しており、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、いわゆる福祉的な支援を専門としない利用者とともに就労や生産活動に参加するものも含まれる。

イ (一) のイの (イ) に掲げる者については、支援現場で直接利用者と接する職種である必要はないが、ピアサポーターの活用について十分に知悉しており、当該就労継続支援B型事業所におけるピアサポート支援体制の構築の中心的な役割を担う者であること。

ウ いずれの者の場合も、当該就労継続支援B型事業所と雇用契約関係（雇用形態は問わない）にあること。

(五) ピアサポーターとしての支援について

ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく就労面や生活面の相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして生産活動に共に従事し、必要な助言等を行った場合等において加算を算定すること。

(六) 届出等

当該加算を算定する場合は、研修を修了し従業者を配置している旨を都道府県へ届け出る必要があること。また、当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、都道府県から求めがあった場合には、提出しなければならない。

就労継続支援A型(119)

(4) 支援力向上のための取組

カ 介護給付費等単位数表第14の8の2の注の本文に規定する者を配置している場合
当該就労継続支援A型事業所と雇用関係にある職員として次の（ア）及び（イ）に該当するピアサポーターを配置している場合に、2点とする。

（ア）ピアサポーターの要件

法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（「障害者ピアサポート研修」における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けていること。なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した者を配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。

（イ）ピアサポーターの職種、配置状況

ピアサポーターの職種はサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、利用者以外の者であって利用者とともに就労や生産活動に参加する者であること。

障害者ピアサポート研修の運営に係る Q & A

参照：令和4年度障害者ピアサポート研修に係る指導者養成研修資料

これまで複数の自治体の方々からあった相談や疑義照会について
～どの自治体でも共通する事項についての共有～①

研修カリキュラムの日程について

Q:研修実施要綱では、基礎、実践共に2日間で示されているが、会場や合理的配慮等の事情により、3日間に分けて行うことは可能か。

A:会場のトイレ数や参加者の負担軽減のために休憩を多く取ったり、1日の拘束時間を短くして3日かけて実施する等は自治体の判断で可能です。

当事者講師の受講について

Q:当事者の方が講師となった場合、その他のカリキュラムを受講しても研修修了にはならないか？講師兼受講者という形での受講は可能か？

A:研修カリキュラム全課程に参加していれば可能。

ただし、講義以外は傍聴という形で演習等に参加せずに見学だけであれば不可。講義以外の時間も受講者として参加していること。

これまで複数の自治体の方々からあった相談や疑義照会について
～どの自治体でも共通する事項についての共有～②

研修カリキュラムの時間追加について

Q:「研修検討会で検討した結果、一部演習時間を延ばしたいという話になった。その分講義時間を減らすことはせずに、純粹に時間数の追加となるが可能か？」

A:実施要綱で、「必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。」としており可能。ただし、参加者の過度の負担にならないように留意すること。

研修カリキュラムのテキストや演習内容について

Q:「参考資料で提示されているテキスト上、明記がない演習部分について講義部分の振り返りとなり得る内容を都道府県の企画検討会で検討して決めても差し支えないか。」

A:科研や推進事業での成果物は、その使用を義務付けるものではないので、意図や主旨に沿っていれば、講義時の講師のアレンジや、演習のやり方の工夫などは都道府県の検討会で検討して実施していただいで差し支えない。

これまで複数の自治体の方々からあった相談や疑義照会について
～どの自治体でも共通する事項についての共有～③

研修の実施主体について

Q:研修を団体への指定で認めても良いか。(実施主体は団体になる)

A:不可。

要綱に記載のとおり、実施主体は都道府県・市町村である必要がある。

実施主体が団体になるのであれば、障害者ピアサポート研修とは認められない。

実施主体が都道府県・市町村のうえで、団体等へ委託することは可能。